

○豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

平成20年9月22日告示第69号

改正

平成22年2月1日告示第10号
平成22年12月28日告示第114号
平成23年4月28日告示第65号
平成23年12月26日告示第160号
平成24年11月28日告示第120号
平成25年8月27日告示第88号
平成26年8月19日告示第71号
平成27年12月24日告示第124号
平成28年11月16日告示第126号
平成29年10月13日告示第106号
平成30年11月21日告示第103号
令和元年10月23日告示第100号
令和2年3月17日告示第21号
令和2年6月30日告示第79号
令和3年7月7日告示第69号
令和4年9月5日告示第78号
令和4年10月31日告示第88号
令和4年11月30日告示第104号
令和4年12月28日告示第109号
令和5年8月30日告示第76号

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 規則第2条第2項に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に規定する事業のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 「放課後児童健全育成事業」により行う事業
- (2) 「放課後子ども環境整備事業」により行う事業
- (3) 「放課後児童クラブ支援事業」により行う事業
- (4) 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」により行う事業
- (5) 「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」により行う事業

(補助金の基準額及び対象経費)

第3条 前条の事業ごとの補助金の基準額及び対象経費は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と当該事業の対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第4条第1項の規定により市長に提出する申請は、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書に、その他市長が必要と認める書類を添付させることができる。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその適否を決定し、申請者に対し豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「事業者」という。）に対し、補助対象事業の円滑な推進を図るため、同条により決定した補助金を概算払により交付することができる。

(補助金変更交付申請等)

第8条 事業者は、補助金の交付決定後に申請の内容を変更する場合は、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、これを審査の上交付額の決定を行い、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業者が、規則第13条に規定する補助対象事業の実績報告を行うときは、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）によるものとする。

2 市長は、前項の報告書に、その他市長が必要と認める書類を添付させることができる。

(補助金額の確定等)

第10条 市長が、前条の報告書を受理し適否の決定について事業者に対し送付する規則第14条に規定する通知は、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第11条 補助対象事業を実施した事業者（以下「事業実施者」という。）は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に関する状況を明らかにするために、必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査及び視察)

第12条 事業実施者に対し、市長は必要があるときは、事業の報告をさせ、書類及び帳簿の提出をさせ、又は実施について調査及び視察することができるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度予算から適用する。

附 則 (平成22年2月1日告示第10号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る豊見城市児童健全育成事業補助金から適用する。

附 則 (平成22年12月28日告示第114号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日告示第160号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年11月28日告示第120号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年8月27日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年8月19日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日告示第124号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る豊見城市放課後児童健全育成事業補助金から適用する。

(豊見城市放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 豊見城市放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金交付要綱 (平成27年告示第24号) は、廃止する。

附 則 (平成28年11月16日告示第126号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年10月13日告示第106号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年11月21日告示第103号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月23日告示第100号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月17日告示第21号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から適用する。

附 則 (令和2年6月30日告示第79号)

この告示は、公示の日から施行し、別表の改正規定、様式第2号の改正規定及び様式第4号の改正規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月7日告示第69号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月5日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、同表に規定する放課後児童クラブ運営支援事業に係る同表の規定は、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和4年10月31日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和4年11月30日告示第104号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第109号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年8月30日告示第76号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

種目	事業別基準額	対象経費
放課後児童健全育成事業	1 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 (1) 基本額（1支援の単位当たり年額） ア 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,558,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円 イ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,734,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円 ウ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,734,000円 エ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,734,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×69,000円	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

	<p>オ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>(2) 開所日数加算額 (1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日) × 19,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>(3) 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) ア 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000円 イ 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 184,000円</p> <p>2 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)</p> <p>(1) 基本額 (1支援の単位当たり年額) ア 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,099,000円 イ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,726,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 <p>※ 事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。) が12月に満</p>	
--	--	--

	たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。	
放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）	放課後児童クラブ環境改善事業 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分））を含まない場合 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ支援事業	1 障害児受入推進事業（障害児を受け入れる場合）（1支援の単位当たり年額） 2,009,000円 2 放課後児童クラブ運営支援事業（1支援の単位当たり年額） 賃借料補助 3,066,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業	家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置する場合 1支援の単位当たり年額 1,678,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
放課後児童支援員等処	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額	放課後児童支援員等処

<p>遇改善事業 (月額9,000 円相当賃金 改善)</p>	<p>11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実 施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行 う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数 を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの 勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換 算)を加えたものをいう。当該年度におい て、賃金改善が行われている又は賃金改善を 行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象 者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金 改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に 伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を 含んでいる。</p>	<p>遇改善事業 (月額9,000 円相当賃金 改善)の実 施に必要な 経費</p>
---	---	--

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

豊見城市長 殿

所在地
団体名
代表者名

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

下記の事業を行いたいので、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請額 金 円

3 添付書類

様式第2号（第6条関係）

豊見城市指令第 号

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付けで交付申請のあった豊見城市放課後児童健全育成事業補助金について、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付して下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊見城市長



記

1 交付決定額 金 円
2 交付時期

3 交付条件

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 市長は、補助対象事業の完了により当該補助対象事業に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

豊見城市長 殿

所在地
団体名
代表者名

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付、豊見城市指令第 号で交付決定のあった豊見城市放課後児童健全育成事業補助金について、交付決定額を下記のとおり変更したいので、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更交付申請額 金 円

3 添付書類

様式第4号（第8条関係）

豊見城市指令第 号

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書

所在地
団体名
代表者名

年 月 日 付けで変更交付申請のあった豊見城市放課後児童健全育成事業補助金について、豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊見城市長

印

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 交付時期
- 3 交付条件
 - (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 市長は、補助対象事業の完了により当該補助対象事業に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

豊見城市長 殿

所在地
団体名
代表者名

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の事業を完了したので報告します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 添付書類

豊見城市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付け豊見城市指令第 号で交付を決定した 年度豊見
城市放課後児童健全育成事業補助金については、実績報告書を審査した結果、次の
とおり確定したので通知します。

交付確定額	円
既 交 付 額	円
確定の内容	<input type="checkbox"/> 指令額のとおり <input type="checkbox"/> 修 正
備 考 欄	

年 月 日

豊見城市長 印